

府中市の行政評価制度について

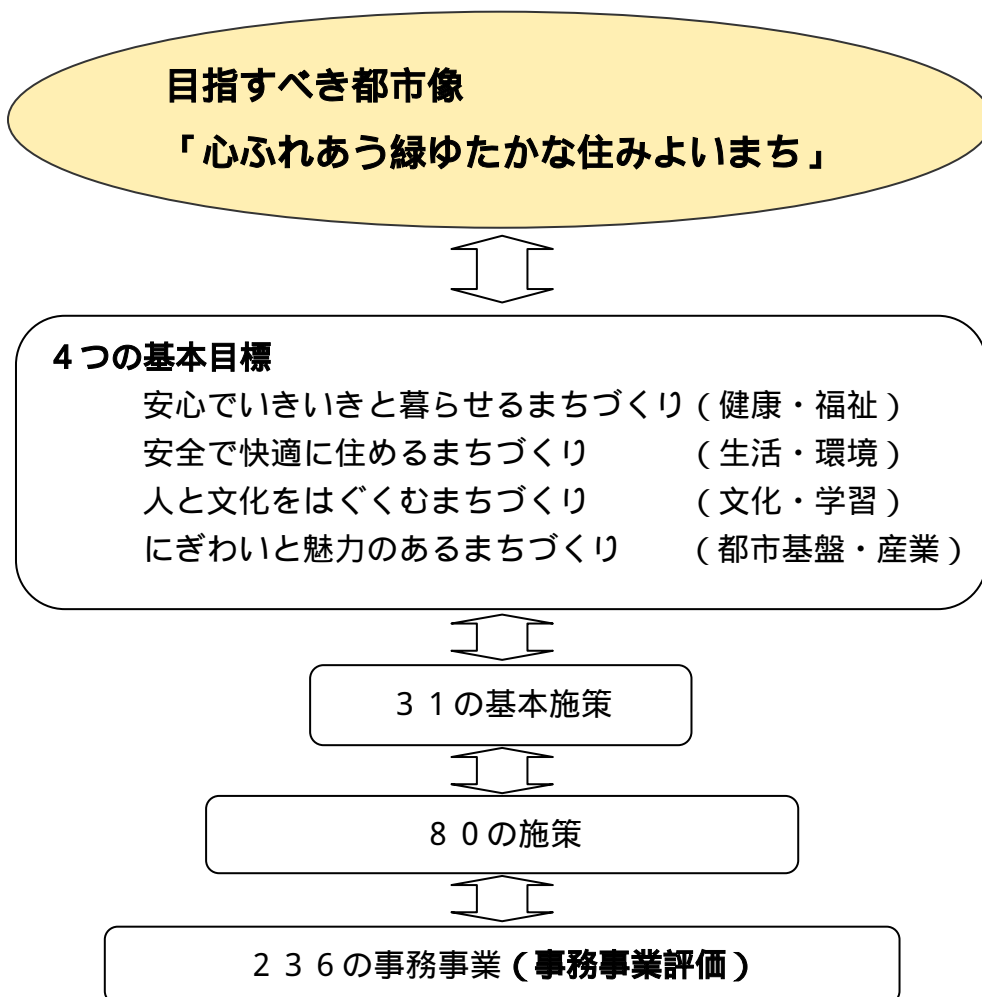
本市では、市政の透明性を高めるとともに、行財政運営の恒常的な見直しを行うため、平成12年度から事務事業評価に取り組んでおり、平成15年度からは、第5次府中市総合計画における前期基本計画の「まちづくりの大綱の体系」の最小項目を事務事業として位置付け、その事務事業について評価を実施しています。

1 「まちづくりの大綱の体系」との関係

第5次府中市総合計画では、目指すべき都市像である「心ふれあう緑ゆたかな住みよいまち」を実現するため、4つの基本目標を定めています。

また、この4つの基本目標を実現するため、前期基本計画においては、基本的な施策の方向性と体系などを明らかにし、行政運営の指針としています。

これらの関係を図示しますと、次のような体系となります。



2 行政評価の目的

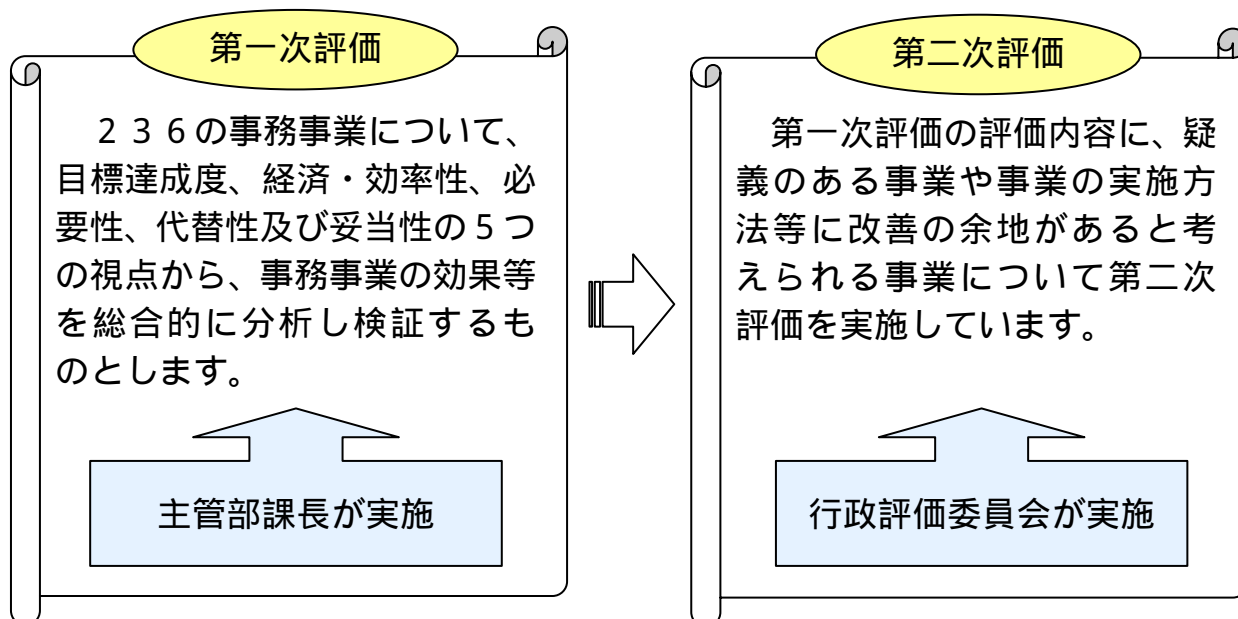
本市における行政評価の主な目的は次のとおりです。

| | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合計画の進捗管理等 | 事務事業とその上位に位置付けられている施策との関連性を意識して行政評価を実施することにより、総合計画の進捗管理を行い、行財政運営の恒常的な見直しを行うとともに、後期基本計画策定時の基礎資料としての活用を図る。 |
| 市民への説明責任の徹底 | 評価の結果を公表することにより、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政に対する意識の向上を図る。 |
| 職員の意識改革 | 事務事業の目的や現状の課題、今後の取組等を明確に把握し、継続的に評価を実施することにより、職員の意識改革を図る。 |

3 推進体制

行政評価の適切な運用を図るため、府中市行政評価委員会（総務部長、財務部長、企画課長、企画課長補佐、財政課長、財政課長補佐の6人で構成）を設置し、下部組織として、検討・指導部会（企画課長、企画課長補佐、財政課長、財政課長補佐、企画課及び財政課に所属する職員、総務部及び財務部に所属する職員で構成）を設置しています。

4 事務事業評価の実施方法等

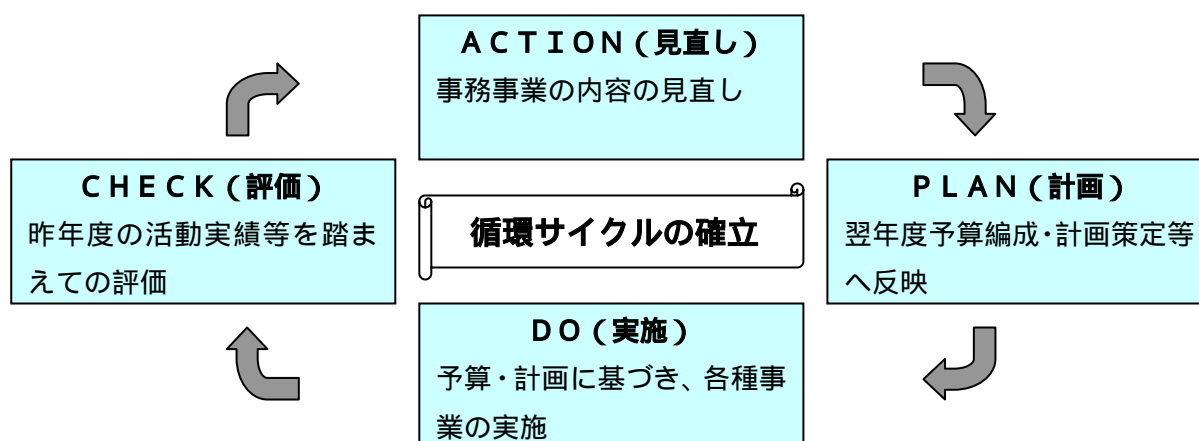


第一次評価及び第二次評価の総合評価は、次の5段階で行っています。

| 評点 | 内容 |
|----|------------------------|
| 5 | 拡大して実施すべき事業 |
| 4 | 現状維持で（着実に）実施すべき事業 |
| 3 | 規模、内容などを部分的に見直すべき事業 |
| 2 | 再構築又は事業の統合など大幅に見直すべき事業 |
| 1 | 廃止又は休止など抜本的に見直すべき事業 |

5 行政評価の基本的な仕組み

行政評価は、昨年度の活動実績等を踏まえて評価を実施し（CHECK）、評価結果から事務事業の内容を見直し（ACTION）、翌年度の予算編成や計画策定等に反映させ（PLAN）、実施していく（DO）という循環サイクルの確立を図ることが必要であり、恒常的に行政財政運営を見直すことにより、市民サービスの向上を目指しています。



6 結果の公表等

事務事業評価の結果については、市政の透明性を高めるため、市のHP及び市政情報公開室、中央図書館で公表しています。

7 今後の予定

第5次府中市総合計画における前期基本計画は、平成19年度までの計画であるため、今後、平成20年度からの後期基本計画を策定いたします。

この後期基本計画のスタートに併せまして、現在実施している事務事業評価に加えて、新たに施策評価を導入する予定です。